

## 東京アクアシンフォニー連携会議設置要綱

制定 令和7年3月24日付6港臨公第398号

改定 令和8年2月13日付7港臨公第330号

### (設置)

第1 お台場海浜公園水域に整備される噴水施設(以下「噴水」という。)について、臨海副都心地域のにぎわい創出につながる魅力的な演出や安全な運用を実現するため、東京アクアシンフォニー連携会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 会議は、噴水の演出及び安全対策の検討並びに取組状況のとりまとめを行う。

### (構成)

第3 会議は、会長及び構成員をもって構成する。

2 会長は、東京都港湾局臨海開発部長の職にある者をもって充てる。

3 会議の構成員は、別表に掲げる構成団体に属する者の中から会長が委嘱する。

4 前項の委嘱において、会長は、別表に掲げる構成団体の特定の役職にある者に会議の構成員を委嘱することができる。

5 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとし、会議の構成員がその職を離れたときは、その後任者が会議の構成員を務めるものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

7 会議における検討を円滑に進めるため、会議の下にプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を置く。

### (招集等)

第4 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を主宰する。

3 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (プロジェクトチーム)

第5 第3第7項のPTは、以下のとおりとする。

(1) にぎわい創出PT(以下「にぎわいPT」という。)

(2) 安全対策PT

2 にぎわいPTは、臨海副都心のにぎわい創出につながる噴水の演出及び広報に関することについて、検討、調整し、会長に報告する。

3 安全対策PTは、噴水の整備及び運用にかかるお台場海浜公園(水域を含む。)の安全管理及び環境保全に関することについて、検討、調整し、会長に報告する。

4 PTは、座長及び構成員で構成する。

5 にぎわいPTの座長は、東京都港湾局臨海開発部臨海副都心用地販売担当課長の職にある者をもって充て、安全対策PTの座長は、東京都港湾局臨海開発部海上公園課長の職にある者をもって充てる。

- 6 PTの構成員は、別表に掲げる構成団体に属する者の中から会長が委嘱する。
- 7 前項の委嘱において、会長は、別表に掲げる構成団体の特定の役職にある者にPTの構成員を委嘱することができる。
- 8 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとし、PTの構成員がその職を離れたときは、その後任者がPTの構成員を務めるものとする。
- 9 座長は、必要があると認めるときは、PTの構成員以外の者をPTに出席させることができる。
- 10 PTは、座長が招集し、座長は、PTを主宰する。
- 11 座長が不在のときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(報酬等)

第6 会長及び会議の構成員並びに座長及びPTの構成員は無報酬とし、謝金及び旅費は支払わない。

(会議等の公開)

第7 会議及びPTは原則として非公開とする。

(事務局)

第8 会議の事務局は、東京都港湾局臨海開発部、港区芝浦港南地区総合支所及び一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会とする。

2 にぎわいPTの事務局は、東京都港湾局臨海開発部誘致促進課とし、安全対策PTの事務局は、東京都港湾局臨海開発部海上公園課とする。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、会議及びPTの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

別表（第3関係）

港区立小中一貫教育校 お台場学園
お台場海浜公園係船施設利用者安全協議会
お台場海浜公園スロープ利用者協議会
一般社団法人お台場海づくり協議会
一般社団法人東京観光船協議会
地域住民代表
お台場海浜公園指定管理者
一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会
港区芝浦港南地区総合支所
東京都港湾局臨海開発部